

第8回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 議事要旨

1. 日時 平成25年9月17日 19:00~21:13
2. 場所 西荻地域区民センター 3階 第3・第4集会室
3. 出席者 構成員出席者15名
4. 資料一覧

次第

(話し合いの会の運営及び進行に関する決定事項について)

資料8-5 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 運営及び進行に関する方針

(議事の確認について)

資料7-1 第6回議事録(案)

資料7-2 第6回議事要旨(案)

資料8-1 第7回議事録(案)

資料8-2 第7回議事要旨(案)

資料7-4 「話し合いの会・議事録」は会議のやり取りを正しく伝えているか?

【古川構成員、(共同)齋藤構成員提出資料】

(前回からの持ち越し事項等について)

資料7-6 練馬1km区間・早期着工の真の理由は何か?

【古川構成員提出資料】

(質問に対する回答)

資料5-3 第4回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

資料5-4 第4回に構成員から提出された資料に対する回答

資料6-3 第5回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

資料7-3 第6回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

資料8-3 第7回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

資料8-4 運営及び進行に関する今後の方針(案)に対するご意見のなかで、

「上記項目以外でいただいたご意見」に対する回答

(地上部街路に関する各構成員からの意見)

資料8-6 「外環の2」について(意見)

【津森構成員提出資料】

資料8-8 議事を円滑に進めるための検討資料

【中島構成員提出資料】

(地域の必要性(整備効果)のデータについて)

資料8-7 資料1-3の取り扱いについて(議事録から)

【齋藤構成員提出資料】

資料5-7 地上部街路に関する必要性(現状・課題)のデータについて(改訂版)

資料5-8 地上部街路に関する必要性(整備効果)のデータについて(改訂版)

資料4-4 「杉並区における地上部街路に関する話し合いの会」に対する意見書

【須藤構成員提出資料】

資料4-6-3 「外環の2」の必要性の有無について149人に聞きました

資料5-9(改訂版) 外環の2・周辺道路の将来交通量推計に対する疑問

上記2点【古川構成員提出資料】

資料5-5-1 捏造が露呈した地球温暖化説の再検討等について

資料6-5 必要性(整備効果)のデータに関するCO2削減効果算出過程について

上記2点【中島構成員提出資料】

(その他)

資料4-5-3 第2回杉並区「外環の2話し合いの会」傍聴者「ご意見カード」分析

資料5-5-2 資料4-8-1、4-8-2についての意見

上記2点【中島構成員提出資料】

参考資料 傍聴者からのご意見カード

5. 議事

(1) 開会

〈お知らせ・ご報告〉

- ・事務局より、構成員の変更及び訃報について報告した。(P1-P2)

〈議事内容の確認〉

- ・事務局より、次第の内容について報告した。(P2-P3)

(2) 話し合いの会の運営及び進行に関する決定事項の報告

- ・議事に入る前に事務局より、平成 25 年 7 月 2 日と 22 日に司会者及び構成員間で行った打合せの結果と、打合せを踏まえて取りまとめた話し合いの会の運営及び進行の方針（6項目）を報告した。(P3~P4)

事務局からの説明に対し、以下のような質疑応答・意見交換が行なわれた。

構成員O ・次第とホームページに提出者の名前を出すかどうかは、希望すれば必ず出ると
いうことでよいか。(P4)

事務局A ・希望者の提出者名は表記する。(P5)

構成員O ・座席表は、第1回から傍聴者からぜひ欲しいという声が毎回出ている。出せない理由を伝えて欲しい。(P5)

事務局A ・座席表は、打合せで傍聴者には配布しないことに決定したと考えている。
・傍聴者については、壁面に張り出しているもので確認していただきたい。
(P5)

構成員A ・7月2日の打合せでは、運営及び進行に関する重要な資料として、司会者の意見があり、それについて今日の会議で諮ることとなっていたはずである。
・この資料では、今までの司会がいかに立派で、皆さんが納得しなければならないというように読める。やはり、傍聴者並びに構成員の意見を聞くべきである。
(P5-P6)

構成員O ・6項目は、基本的なことのため、10分で決まることである。残りの時間は、
どうしたらもう少しまともな会になるのかについて話し合った。
・そのたたき台として司会者からペーパーが出ており、構成員から繰り返しの質問が多い、発言が長過ぎるといった意見が出た。
・どうしてそうなるのかと言うと、元は東京都の回答姿勢がおかしいというやりとりがあった。
・後ほど別の場で話すということだが、この場で一貫してやるべきである。
(P6~P7)

- 司会 ・次第2では、6項目を決め、ほかの意見については資料8-4でやるということに問題はあるか。 (P7)
- 構成員 M ・非公式の事前打合せのことについて、前回議事の質問と混ぜるのは問題がある。
 ・次第について、司会者の話やその他の重要な意見も併せてやって欲しいと事務局にはお願いしたはずである。 (P8)
- 佐久間 ・運営に関する方針は、6項目にまとまっている。
 ・その他大事な意見もあったので、次第の順番を変えて説明させていただくということによいか。 (P8-P9)
- ・東京都より、資料8-4「運営及び進行に関する今後の方針（案）に対するご意見のなかで、「上記項目以外でいただいたご意見」に対する回答」について説明した。 (P9-P11)

都からの回答に対し、以下のような質疑応答・意見交換が行なわれた。

- 構成員 M ・司会者への要望を1から3項目まで挙げているが、都の答えではなくて、司会者から答えていただきたい。
 ・今回から行政の構成員は実名を書くことになったが、安西構成員が事務局Aや構成員Bを使うのでわかりにくい。
 ・安西構成員は他人ごとのように淡々と都の姿勢を報告している。第7回の議事中、騒然とした中で12分も話すだけ話していたが、構成員のほとんどは聞き取れていない。これは話し合いの会を否定するものである。最初に安西構成員がこの無礼な発言を謝らないと進んでいかない。 (P11)
- 構成員 O ・6項目以外で一番大事なことは、東京都の回答姿勢にあると思う。
 ・小口構成員の回答を見ると、構成員が発する質問に対して、質問趣旨に沿った回答がもらえないことが多い。
 ・そのため、構成員から似たような質問が出ており、司会者から似たような質問はやめて欲しいとなるが、東京都の回答はピントが合っていない。
 ・この資料で唯一評価したいのは、質問に対しては質問の趣旨に沿った説明を心がけるといところである。 (P11-P12)
- 佐久間 ・第7回の際に、いろいろと混乱を生じさせたということは、誠に申し訳なかったと考えている。今後、安西も含め、都としてしっかりと注意していきたい。
 ・回答が筋違いだという点など、いろいろとご指摘をうけているが、できる限り質問の趣旨に沿った回答をできるように努めていきたいと考えている。 (P12)
- 司会 ・私が出した資料は、この会は法令上何かを決める会ではなく、忌憚ない意見を

いただくことが趣旨だということである。

- そういう意見を言う機会をうまくつくれなかったことに関して反省しており、今日、皆さんから意見を聞く時間を取っている。 (P12-P13)

構成員 M • 先程の指摘についての答えをもらっていない。 (P13)

司会 • ご意見をいただきまして、そこは理解しているつもりである。この3項目については心がけてやっていく。 (P13)

(3) 議事録・議事要旨の確認について

- 事務局より、第6回、第7回の議事録と議事要旨について諮った。 (P13)

これに対して、以下のような質疑応答・意見交換が行なわれた。

構成員 O • 第7回に問題がある。安西構成員は12分間、資料に書いていないことを話した。

- あらかじめ渡された資料にない問題が飛び込みで入り、構成員や傍聴者がどこをやっているのか、全く聞き取れない中で12分間説明が終わってしまったのに、議事録を見ると、極めて静粛に行われたという結果になっている。

- この安西構成員の発言は、認められないと事前に書いたが、このまま通すということか。

- 佐久間構成員にICレコーダーで録音した声を聞いた上で、今日の会に臨んで欲しいとお願いしたが、聞いていただけたか。その結果、安西構成員の説明はよく聞こえたか。

- あの部分はとても議事録として認められないと理解している。 (P13-P14)

佐久間 • 録音したテープは聞かせていただいた。この場の雰囲気はいろいろ騒々しくなっているのも雰囲気として実感している。

- 議事録は、基本的にその場で発言があったことを正確に記すことが大事だと思う。マイクを通さないで発言されたことも、聞き取れる範囲で本人に確認し、指摘されたものも確認し、できる限り記載するよう努めている。

- 話し合われた内容は、正確に記すように心がけていきたいと思っており、安西が発言したということは事実である。それによって強引に何かを押し進めようとするわけではない。

- ただ、騒然だったという雰囲気は聞いているので、それも踏まえ、会の進行をやっていききたいと思う。 (P14-P15)

構成員 M • 安西構成員の12分間の発言は削除して欲しいと提案している。国会の委員会でも不穏当な発言をした場合は議事録から削除することがあるので、削除すべきだと思う。

- あと希望として、議事録を直して欲しいといった点について、直したのかどうか分からない。提案があったどの内容を直したと教えて欲しい。 (P15)
- 佐久間
 - 修正した点を伝えたほうがわかりやすいと思うので、事務を改善し、反映されたかどうか確認しやすいよう工夫したいと思う。 (P15-P16)
- 構成員 A
 - 議事録は発言どおりになっているが、中身そのものが全く理解できない。
 - 7回目の議事録の18ページ、上から9行目について、何回読んでもわからない。この場で、都の認識という3つを挙げてもらいたい。
 - それから、別ものという点も具体的に挙げてもらいたい。
 - さらに別ものと言っている以上、本物を具体的に挙げてもらいたい。 (P16)
- 構成員 I
 - 安西構成員が話した内容について議事録から削除して欲しいという意見についてはどうするのか。
 - 都としては、発言内容について議事録に残すという意味もわかるが、相手に伝わらないものを伝わったように記録するのは問題がある。発言内容を書いてもいいが、内容が伝わっていないということを明記すべきである。 (P17-P18)
- 佐久間
 - 基本的にマイクを通して発言した内容は、記録としては残させていただきたい。
 - 納得していないので削除すべきという意見もあるので、12分間の説明内容を、改めて説明すべきということであれば対応する。
 - その分について皆さんが納得していないというのは理解したので、議事録にしっかり書かせていただく。 (P18)
- 構成員 I
 - 結果的に、今日の議事録を残せば、伝わっていないということがわかるが、前の議事録を直せば良いのではないか。発言内容について伝わっていないことを記録すれば良い。
 - 今日の議事録があれば、前の内容が伝わっていないことはわかるというような誤魔化しをするから住民が信用しない。 (P18-P19)
- 構成員 G
 - この会は、杉並区における地上部街路に関する話し合いの会である。始まってから1時間経っても、前回の議事録の内容についてで、全然話し合いの会になっていない。早く地上部街路の話し合いに話を移して欲しいと思う。 (P19)
- 構成員 I
 - 話し合いの会を円滑に進めるために、この会議以外に打合せをしている。
 - 今回の議事録で前回の議事録の内容を補正するのか、前回の議事録を直すのか答えてほしい。 (P19)
- 佐久間
 - 議事録は、直さずにそのままとさせていただきたい。
 - 説明内容は共有されていないので、また説明させていただく。
 - 説明内容が伝わっていないということであれば、今回しっかりと書かせていただく。 (P19)

- 構成員 M
- ・削除が難しいのであれば、構成員 I の意見に同調する。
 - ・質問事項に書いてないことを質問し、なおかつ 12 分間、構成員に全然伝わらない説明をしたということ、第 7 回の議事録にはっきり明記して欲しい。
(P20)
- 構成員 O
- ・私も全く同感である。該当する部分を四角枠で囲み、その四角枠の前後に内容的には住民に十分伝わらなかったという趣旨を明記して欲しい。
(P20)
- 佐久間
- ・表記については持ち帰り検討する。
 - ・1 点お願いがある。この場は色々な立場の構成員がおり、一人一人がちゃんとしゃべれないという雰囲気はよくないと思う。個人攻撃になるようなことは避けて欲しい。
(P20-P21)
- 構成員 I
- ・自分が正式に発言中である。不規則発言に肩を持つことはない。
(P21)
- 安西
- ・先ほど構成員 A から 3 つ質問をいただいている。
 - ・1 つ目は、武蔵野の話し合いの会で国土交通省の篠田構成員が話した 3 点について、第 6 回の話し合いの会の中で復唱した。改めて、3 つとは何かという質問である。
 - ・これについては、1 つ目は、東京都の認識として外環本線と地上部街路は別だということ、2 つ目は、住民からすれば、1 つの計画であるという認識、3 つ目は、国交省は東京都の進め方でいろいろな考え方、進め方を示している、と発言している。
 - ・2 つ目は、外環本線と地上部街路は一体の計画ではないのかというご指摘である。
 - ・地上部街路は、都市計画道路のネットワークの一部を構成するという機能と、高架であった高速道路を収容する空間としての機能も持っていた。高速道路の地下化に伴い、収容する空間は不要となったが、都市計画道路ネットワークの一部という機能は今でも残っている。
 - ・3 つ目は、本物と別ものという話だが、これは外環本線も地上部街路も本物であり、2 つとも別の機能として都市計画されたものである。「別もの」というのは、外環本線と地上部街路は別々だという意味である。
(P21-P22)
- 司会
- ・第 6 回の議事録・議事要旨は公開することとで良いか。
 - ・第 7 回の議事録・議事要旨に関しては、構成員からのご意見に関連してペンディング部分が残ったということで良いか。
(P22-P23)
- 構成員 O (資料 7-4 について説明された。)
- ・東京都が作成した議事録の全体の流れがおかしいということで、住民サイドで議事録をつくった。それを見比べた結果、①から⑤にあるように大きく違うところが見つかった。
 - ・この 5 カ所は発言内容が抜け落ちていたり、部分的に欠落したり、司会者の発言

がまとめられている。

- 全体的にやりとりが正しく表現されていないということを指摘した結果、2回に分けて修正され、要望したとおり全部直してもらった。
- これからも気が抜けないので、住民サイドでも議事録をつくり続けながらやっていくつもりである。 (P23)

構成員 M • 第6回の議事録のときに、事務局から議事録がおかしいという質問をしたら、それに対して絶対に細工はしていないという答えだったが、そのあと構成員Oが指摘したように大幅に直っている。

- 今後そういったことがないよう、できるだけ正確につくって欲しい。 (P24)

(4) 地上部街路に関する各構成員からの意見

- 司会者より、次第4と5を後に回して、次第6から行うことが提案された。(P24)
- その結果、次第6は今回と次回で発言者を分けることとし、その後に外環の本線を地下化した理由と、外環の地上部街路(大泉JCT地域)を認可した理由について国土交通省から回答することとなった。 (P24-P26)

ここで、構成員T、構成員I、構成員Nから、以下のような意見があった。

- 構成員 T • 外環が始まったのは50年近く前のことで、私たちの町会も周りの町会と一緒に反対を掲げて頑張った。
- ようやく凍結となり、そして石原前都知事が外環は地下にするといい、ちやぶ台を土足で跨ぐことはしないと視察のときに話していたことを聞いた。
 - 地下になったからいいわけではないが、とりあえず住み続けられるという安心感があった。
 - そうしたら今度は都が地上に道路をつくるといっていた。都知事が地上に迷惑をかけないと約束し、国は立ち退き件数を減らすために地下にしたのだから、都の仕事は外環の2を廃止することしかない。
 - 国に1,000兆円もの借金があり、前のオリンピックのときにつくった道路や橋が古くなっているのに、新しい道路をつくる余裕はないはずである。
 - 杉並区の中で延焼遮断帯をつくりたいのなら、高円寺や阿佐谷こそつくって欲しい。外環の2より急ぐべきである。
 - 外環の2は町会の半分を壊してしまう。
 - こんなにいい環境で住める場所はめったにない。私は立ち退かないので、外環の2はやめてほしい。 (P26-P27)

- 構成員 I
- 外環道は連続立体の構造であり、周辺道路の道路網を遮断するものではないので、外環の2は外環道の側道ではない。
 - 外環の2は南北交通を強化するものだが、外環道のように高規格道路でないため、線形や位置に制限はなく、位置的な代替性があると思う。
 - 外環の2は、外環道とは機能的に無関係であり、単に外環の高架下空間を利用したにすぎないと思う。高架下は空間が空いているので、それを道路空間として利用することは利用効率が高いと思う。
 - 外環道は地下になったが、本来、地上部に建設し、外環の2もその高架下に併せて整備するのが良いと考えている。しかし、これは良好な市街地が連続する前につくるべきで、建設するタイミングは失っていると考える。
 - この事実を踏まえれば、外環の2は地下化と同時に即刻廃止すべきである。
 - 外環の2は棚上げすることもできたのに、話し合いの会を行ったということは、早急にどうするか結論を出すべきであり、その結論は、即刻廃止である。

(P27-P29)

- 構成員 N
- 時間短縮のために、提出資料を議事録に載せることは可能か。(P29-P30)

- 構成員 M
- 発言していない内容を議事録に載せられないのであれば、骨子だけでも説明する必要があるが、どうなるのか。(P31)

- 安西
- 議事録は、実際に発言された内容を記載する。足りないことあれば追加で説明していただきたい。(P31)

- 構成員 D
- 議事録のなかに四角い枠で、続きとして書いてはどうか。(P31-P32)

- 安西
- 議事録はこの場で発言された内容を正確に記載したい。(P32)

- 構成員 N
- それであれば、資料を読み上げる。

- 「話し合いの会」の趣旨は地上部街路の必要性の有無について住民を中心に話し合う会と理解している。東京都の提出している資料は必要性を強調する資料に偏重している。

(これまでの経過として都、国から公表された資料の内容について説明された。)

- 当初計画案にあった青梅街道インターがなくなるという計画変更が行われており、外環本線との連結を図るという地上部街路の理由は既に失われている。
- 東八道路の以南、東名までの地上部に計画されていた「付属街路」は都市計画変更が行われ、すでに廃止されており、「外環の2」も状況は「付属街路」と同じと考えられ、すでに不要となっているものである。
- 外環本線の地下化が決定した時点で、外環の2は計画自体を廃止し、本線が地下化したことを前提に必要な道路を改めて検討すべきであった。それならば現在示されているものとは全く異なった形態のものが考えられたはずである。
- 地下化した外環道と同じところの地上部に幹線道路を新設することは二重投資

であり容認できない。

- 外環の2は昭和 41 年に計画決定されたものであり、その後の社会の大きな変化や想定外の事態（人口減少や少子高齢化、地域間移動、将来の交通需要推計の減少、車離れ減少など）をふまえて、現時点で計画自体を全面的に見直されるべきであった。
- また、外環の2に並行した調布保谷線が一部供用され、以前に比べて南北交通は相当に緩和されてきている。
- 外環の2が予定されている杉並から武蔵野は土地区画整理が済んでおり、良好な住宅環境と自然環境が維持されている地域である。そうした地域に新たに幹線道路を計画すること自体根拠がなく、不自然かつ不要なものである。
- 必要性として防災上の効果をあげているが、防災対策では先ずは建物の耐震化、防火構造化を急ぐべきであり、道路も道幅の狭あいなところや住宅の過密化した所を優先して対策を立てるべきである。
- 当該地域は地上部において隣接する既設、新設の都市計画道路等が整備されることで、その「代替機能」は確保され、新たな道路建設を計画する必要性はない。
- 私が所属する町内会は平成 18 年 10 月に区長宛に地上部街路計画案の白紙撤回を求める要望書を提出しており、その後も毎年意思確認をしてきている。
- 都も既存の道路計画を固守するのではなく、住民が望む環境整備に協力支援することで将来にわたって住みよい街づくりに貢献してもらいたい。

(P32-P36)

(5) 前回からの持ち越し事項等

- 外環の地上部街路（大泉 JCT 地域：1 km）事業認可した理由と、外環本線を地下式に変更した理由について国土交通省から次の様に回答があり、それに対し、以下のような質疑応答・意見交換が行なわれた。

(P36)

- 大畑
- 事業認可したのは関東地方整備局建政部である。都市計画法に基づいて、都市計画への適合、事業施行期間等について申請内容を審査して認可している。
 - 外環本線を地下式に変更した理由については、平成 13 年に地下方式とする計画のたたき台を公表し、地域の皆様や関係行政機関から意見をいただきながら検討を行い、平成 19 年に地下構造で都市計画を変更した。地下のシールド工法の活用により、高架構造と比べ、移転や地域分断、大気・騒音といった環境への影響を低減することが可能となる、そういった背景、経緯で地下化されている。

(P36)

- 構成員 I
- 国交省の答えは、全然理屈になっていないし、答えていない。

- ・道路は一定区間でなければいけないため、都市計画道路が計画どおり一定区間できる見込みがなければ、その一部を認可するのはおかしいのではないか。

(P37)

- 大畑 ・都市計画への適合や事業の実現性、事業施行期間等において都市計画法にのっ
とって審査を実施し、認可している。 (P37)

- 構成員 I ・それであれば高速道路を地上につくればいいのではないかと。

- ・以前に本省に聞いて判断すると言った答えなのか。 (P37-P38)

- 大畑 ・認可権者は関東地方整備局の建政部である。

- ・平成 25 年 4 月に裁判でも係争中のため、これ以上については差し控えたい。

(P38)

- 構成員 I ・裁判は関係ない。事業の実現性はあるのか。練馬区、杉並区、武蔵野の区間が
連続してできるという見込みがあるということか。 (P38)

- 大畑 ・関東地方整備局建政部が認可権者として認可をしている。 (P38)

- 構成員 I ・1 キロ部分だけやっても意味がないので、残り 8 キロができるという見込みが
なければ認可はできないのではないかとっている。 (P38)

- 大畑 ・地上部街路は都の都市計画道路として国は許可権者として、適合性や、申請内
容についての要件を判断して、審査をして認可したということである。(P38)

- 構成員 I ・話し合いをしている最中で、方向性がはっきりしていない中、一部だけ認可す
るのはおかしい。

- ・国交省を代表しているのだから、部署が違うというのは違うのではないかと。

(P40-P41)

- 構成員 D ・部署が違うということなら、次回、聞いてきて説明してほしい。 (P41)

- 構成員 O ・答えになっていないので、次回またお願いします。

- ・練馬 1 キロ区間早期着工の真の理由については、東京都に聞いているが、小口
構成員が何回も答えてくれたことは理由になっていない。

- ・対応の方針に則り、スケジュール通り、平成 33 年までに外環の 2 をやること
になれば、1 キロメートル区間着工を急ぐ必要は何もなかったはずである。

- ・東京都がまずおかしいと思うが、国交省が認めたこともおかしい。それならば、
外環本線も地上の高架方式にして欲しい。そうすれば地下水問題も起こらず、
善福寺池も涸れないですむ。 (P41-P42)

(6) まとめ

- ・事務局から、本日のまとめについて説明した。 (P42)

- 事務局A
- ・次第2で話し合いの会の運営及び進行に関する決定事項を報告した。
 - ・次第3で第6回の議事録・議事要旨について確認をしていただいたので、公表する。
 - ・第7回議事録・議事要旨は再調整する。
 - ・次第6、地上部街路に関する各構成員からの意見ということで、構成員T、構成員I、構成員Nからご意見をいただいた。
 - ・次第4、前回からの持ち越し事項等ということで、国土交通省から回答を行い、意見交換を行った。
 - ・次回は議事録・議事要旨の確認後に、前回からの持ち越し事項についての続きから行いたいと思う。 (P42)

6. 確認された事項

- ・第6回議事録、議事要旨を公表する。
- ・議事録を修正した際は、修正箇所をわかりやすいように表記する。
- ・第7回議事録、議事要旨の内容については改めて構成員と調整する。

7. 次回へ持ち越された事項等

- ・次第4 前回からの持ち越し事項等
 - ・外環の地上部街路（大泉JCT地域：1km）を事業認可した理由
 - ・外環本線を地下式に変更した理由
 - ・事業認可取得区間内における、移転戸数についての説明